市川市学校部活動の運営方針

≪概要ポスター≫

生涯にわたってスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎

心身の健康

ライフスタイル設計

社会性







<合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進>

- (1) 適切な指導・・・・・・・バランスのとれた健全な成長を確保する。
- (2) 体罰の根絶等・・・・・・人格や尊厳を不当に傷つけない。
- (3) 事故防止、安全確保に注意・・暑さ指数(WBGT)等を参考にして活動。 やむを得ない自転車移動時のヘルメット着用。

<活動・休養日の設定>

- (1)活動時間の目安・・・平日を基本とする: 2時間程度 (学校休業日に活動する場合は3時間程度)
- (2)休養日の設定・・・・<u>平日1日以上</u>、週末に1日以上、週当たり2日以上。 市川市では月~金曜のいずれかの曜日の始業前と水曜日放課後のノー部活タイムで平日1日分の休養としている。 ※大会、練習試合等で休養日がとれなかった場合等は、必ず休養日を振り替える。
- (3) 地域や学校の実態を踏まえた工夫(定期試験や行事に合わせた一斉休養の設置等)

<生徒のニーズを踏まえた環境の整備>

- (1) 部活動の設置・・・・拠点校による合同部活動等、多様なニーズに応じた設置を検討する。
- (2) 方針や計画の設定・・意見交換等を通じて、バランスのとれた方針や活動計画を検討する。
- (3) 地域との連携・・・・地域の施設、各種団体との協働・融合。施設開放。地域指導者活用。

部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることから、

市川市では、教師のワークライフバランスに応じた部活動運営を推進しています。



学校(顧問)

保護者

地域

学校(顧問)、保護者、地域の協力体制の構築が、 持続可能でより良い部活動の環境をつくります。

詳細は市川市教育委員会保健体育課HP参照

[https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu08/1111000234.html]



市川市 学校部活動の運営方針

市川市教育委員会 令和5年3月改訂

目 次

1-	١.,	4	ı —
14	しノ	め	ار

1	「市川	市学校部活動の運営方針	策定の趣旨
1		リリーベスロルロ乳ルノ生石ノノット	水足り巡日

- 2 適切な運営のための体制整備
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
- 6 参加する大会等の見直し

はじめに

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、 科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒 たちの多様な学びの場として、教育的意義は高いものがあります。

しかし、部活動の設置・運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務としながら、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務や勤務を要しない日(休日)における活動等、教師に過度な負担を強いる要因となっていることが指摘されています。

また、今日においては、顧問教師の不足だけでなく、社会・経済の変化等により教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、価値観がそれぞれ異なる生徒や保護者への対応や少子化に伴う生徒の減少等、学校や教師だけでは解決できない課題が増えています。

こうしたことから、今後、部活動を持続可能なものとするためには、部活動の 在り方を見直す必要があります。各学校においては、部活動に対する意識を改革 し、教師のワークライフバランスに応じた部活動運営を行うとともに、地域との 連携を深め、学校を含めた地域全体が協働・融合し、様々な活動の可能性を広げ ていくことが重要となります。さらに、よりよい部活動の指導体制を構築し、生 徒の成長の機会を大切にするために、部活動運営に関係する全ての人々がその 目的を共有し、合理的でかつ効率的・効果的な運営を推進していくことが求めら れています。

国や県によって示された、部活動に関するガイドライン等とともに、本運営方針に示した内容を確認し、各学校の実態に応じた適切な部活動を実施するようお願いいたします。

1 「市川市学校部活動の運営方針」策定の趣旨

本運営方針は、市川市の公立学校である中学校(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)の学校部活動(運動系・文化系)を対象とし、生徒たちにとって望ましい活動環境を構築し、最適に実施されることを目指すものとする。

本運営方針の基本的な考え方は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に則り、千葉県が策定した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月)、「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」(平成31年3月)及び「学校における働き方改革推進プラン」(平成30年9月)、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)を参考にしている。

また、小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む)及び特別 支援学校高等部の部活動についても対象とするが、その運用については、児童・ 生徒の心身の発達の程度に更に配慮するものとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 方針の策定

校長は、本運営方針に則り、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定する。 また、学校部活動顧問(以下「顧問」)は、部の活動方針・年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

校長は、本運営方針《概要ポスター》及び「学校部活動に係る活動方針」を学校のホームページへ掲載するとともに、必要に応じて配付する等により公表する。また、顧問は、部の活動方針及び年間・毎月の活動計画を生徒・保護者に公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な学校部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

校長は、顧問の決定にあたり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、教師の他の分掌や経験等を考慮する。また、必要に応じて「部活動地域指導者協力事業」による地域指導者、「部活動指導員」等、専門的な指導力を備えた人材を活用する。さらに、できる限り複数の顧問を配置できるような体制づくりをする。

校長は、顧問の部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務 として、顧問が活動可能日の上限を保障する必要はないことを教職員及び保護 者と共有し、千葉県教育委員会から示された「学校における働き方改革推進プラ ン」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握 し、生徒が安全に有意義な活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可 能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導

校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、 体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や 外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。

文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を 適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、 様々なリスクを高めること等を正しく理解する。 さらに顧問は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術等に親しむ基礎を養うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、部活動の特性を踏まえ、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 体罰の根絶等

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、 絶対に許されないことである。いわゆる「勝利至上主義」に偏るあまり、生徒の 人格を傷つける言動や体罰等の行為を、厳しい指導として正当化することは決 してあってはならず、校長は全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって、生徒の人格や 尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

(3) 事故防止、安全確保に注意した指導

部活動中のけがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するために、校長は 学校全体としての体制づくりを行う。

近年の温暖化による熱中症への予防としては、暑さ指数(WBGT)を参考にし、顧問は、練習内容の変更や中止の判断を適切に行うようにする。その際、運動部活動における判断の基準を下記の表のとおりとする。なお、表中の「特別の場合」とは、次の①~③を満たした場合とする。

①一次救命処置保持者が常駐する

心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。

②救護所の設置

風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を 設置してあること。

③救急搬送体制

当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。

参考気温	暑さ指数	段階	対応
3 5℃以上	3 1以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。
			特に子どもの場合は中止すべき。
3 1℃以上	2 8以上	厳重警戒	激しい運動や持久走など体温が上昇
			しやすい運動は避ける。10~20
			分おきに休憩をとり水分・塩分の補
			給を行う。暑さに弱い人は運動を軽
			減または中止する。
28℃以上	2 5以上	警戒	積極的に水分をとり適宜、水分・塩
			分を補給する。激しい運動では30
			分おきくらいに休憩をとる。
2 4℃以上	2 1以上	注意	熱中症の兆候に注意するとともに、
			運動の合間に積極的に水分・塩分を
			補給する。

[※]大会等に参加している場合は、主催者と協議した上で適切に判断する。

また、休日の練習や大会等を校外で行う際に、校長の判断で自転車での移動を 認める場合、自転車用ヘルメットの着用を徹底する。

[※]暑さ指数は、活動場所において計測するものとする。

4 活動・休養日の設定

部活動は、様々な教育的価値があり、人間形成に大きく役立つものであるが、 適切な休養を伴わない活動は、顧問、生徒ともに無理や弊害を生むという指摘も ある。また、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点 からも、部活動の適正化が必要であると考え、以下を基準とする。

(1)活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、 土曜日及び日曜日(以下「週末」という)を含む学校の休業日に活動を行う場合 は、長くとも3時間程度とする。

ただし、種目の特性や活動目的等に応じて、この時間を超えて活動する場合は、 その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意して活動する。

(2)休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上の、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

市川市では、月曜日〜金曜日のいずれかの曜日の始業前と水曜日の放課後の時間を「ノー部活タイム」と設定し、合わせて平日の1日分の休養日とする。

始業前の「ノー部活タイム」については、学校の実情に応じて部活動ごとに曜 日を設定することができる。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。休養期間には、夏季休業中や冬季休業中の学校閉庁日、年末年始の休日等を活用する。

(3) 地域や学校の実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通で学校全体の部活動休養日を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。また、単一の学校では特定の分野や種目の部活動を設けることができない場合には、拠点校による合同部活動への取組を教育委員会と連携し推進していく。

(2)活動方針の策定及び活動計画の作成

校長及び顧問は、学校の教育目標を踏まえた上で、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術等に親しむための基礎を育むことのできるよう、バランスのとれた活動方針を策定する。

また、生徒には技能の向上や記録の更新、一定のペースでの取組、交友関係を 深めること等様々な目的や目標があるので、意見交換等を通じて多様なニーズ を把握して活動計画を作成する。

(3) 地域との連携

校長は、部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の 人々の協力、社会教育施設の活用やスポーツ・文化芸術団体等との連携、保護者 の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てると いう視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な 環境整備を進める。

校長は、顧問が当該部活動の経験がない場合、市の「部活動地域指導者協力事業」を活用し、専門的な指導力を備えた地域指導者の協力を仰ぐ。

また、学校管理下でない社会教育(体育)に位置づけられる活動については、

各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、学校施設の開放を推進する。実際の運用にあたっては、生徒及び保護者へ十分に説明をし、互いの深い理解の上で、協働運営ができる体制を築くことを前提とする。

6 参加する大会等の見直し

校長は、部活動が参加する大会等や地域の行事・催し等を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

【参考・引用文献等一覧】

- ○「運動部活動での指導のガイドライン」 平成25年5月 文部科学省
- ○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 平成30年3月 スポーツ庁
- ○「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 平成30年12月 文化庁
- ○「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」 平成30年6月改訂 千葉県教育庁
- ○「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」 平成31年3月 千葉県教育委員会
- ○「学校における働き方改革推進プラン」 平成30年9月 千葉県教育委員会
- ○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 令和2年9月 スポーツ庁 文化庁 文部科学省
- ○「学校における熱中症対策ガイドライン」 令和3年10月 千葉県教育委員会
- ○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 令和4年12月 スポーツ庁 文化庁